

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉施設等措置費徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が平成30年7月9日付けで行った児童福祉法（以下「法」という。）56条2項の規定に基づく児童福祉施設等措置費徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張している。

本件一時保護の2ヶ月以降について東京都知事は児童福祉法33条が求める手続きを不作為にて執っていない事実から長期不適法に親権者の監護権を制限し違法である。また、不作為によって、手続きがされていない事から、東京都知事の行為（不作為）は刑法193条に規定される公務員職権濫用罪の構成要件を満たす。以上から本児に対する一時保護開始から2ヶ月目以降の本件一時保護については違法であることから、処分庁は本件処分により、

請求人に費用請求することは出来ない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 平成31年 2月22日 | 諮問 |
| 平成31年 4月19日 | 審議（第32回第2部会） |
| 令和 元年 5月17日 | 審議（第33回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法50条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」として、同条の7号で、「都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用」を挙げ、また、法56条2項で、法50条7号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定している。
- (2) 東京都は、法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）1条2項1号において、法56条1項

の規定による負担能力の認定及び同条2項の規定による費用の徴収に関する知事の権限を、東京都児童相談センターの長（以下「センター所長」という。本件審査請求における処分庁をさす。）に委任することを定めている。

また、細則33条は、次のように規定している。

- 1項 法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「本人等」という。）から徴収する費用の額は、別表第1に定める額を限度とする。（別表第1については、別紙参照）
 - 2項 第1項の費用の徴収に当たっては、センター所長は、本人等の負担能力の認定を行うものとする。ただし、児童相談所長が採った措置及び援助の実施に係る費用を徴収する場合は、当該児童相談所長の調査及び意見に基づき、本人等の負担能力の認定を行うものとする。
- (3) また、東京都は、法27条1項3号の規定により児童福祉施設に入所措置された児童等に係る法56条の規定による費用徴収について、児童又はその扶養義務者の負担能力の認定及び徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的として、児童福祉施設等措置費徴収金認定要領（昭和41年7月19日付41民児童発第166号民生局長決定。以下「認定要領」という。）を定めている。

認定要領第2・2・(1)は、「児童の場合の徴収基準は、児童又は扶養義務者の当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については前年度分）市町村民税及び前年分（1月から6月までの月分の費用の徴収については前々年分）所得税の課税状況等による階層区分に基づく徴収金基準額（別表第1）とする。」とされている。

認定要領における上記取扱いは、法56条による費用徴収に

係る運用基準として、合理性を認めることができるものである。

- 2 これを本件についてみると、細則別表第1により請求人の世帯の階層区分を判定するに当たり、処分庁は、平成30年4月分から同年6月分までの徴収金額の算定について、児童相談所長から受領した費用徴収調書に添付されていた資料に基づいて、請求人については、前々年（平成28年）分の所得金額2,118,800円から基礎控除380,000円、配偶者控除380,000円、同居特別障害者控除750,000円、16歳未満扶養控除3名分として1,140,000円、控除額合計2,650,000円、課税所得金額0円、所得税額0円と算定したこと、また、市民税・都民税（平成29年度分）のうち所得割額は48,700円、均等割額5,000円であることが認められる。なお、請求人の妻については、請求人の被扶養者であって、市民税・都民税は非課税であることが認められる。

上記により請求人に係る所得税は0円、市民税・都民税のうち所得割額は48,700円、均等割額は5,000円及び請求人の妻が市民税・都民税が非課税であることから、請求人の世帯の階層区分は、細則別表第1の階層区分C2（所得税非課税でかつ市民税・都民税の所得割の額がある世帯）に該当し、児童福祉施設への入所措置に係る徴収金基準額（月額）の限度は6,600円となり、本件処分において通知した徴収金額は、限度内であることが認められる。

したがって、本件処分は、本件入所措置に係る費用徴収金額について、処分庁が、法令等の規定に則り、請求人の世帯の負担能力の認定を行った上で適正に行ったものであり、違算等もないと認められるから、何ら違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、本件一時保護が違法であることから本件処分により費用徴収はできないと主張する。

しかしながら、本件処分は、本件一時保護の解除がなされた後に行われた本件入所措置に伴って必要となった本児の児童福祉施設への入所等に係る費用の徴収を行うものであって、そもそも本件一時保護を原因とするものではない。本件一時保護と本件入所措置とは根拠法規を異にし、それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であって、法の規定を見ても入所措置は一時保護を前提とする関係にない。そのほか、本件入所措置が違法であるとの請求人からの主張や証明はないから、本件一時保護が違法であることを理由として本件処分の取消しを求める請求人の主張は失当であるというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)